

財務省防災業務計画の修正について

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第36条第1項の規定に基づき、財務省防災業務計画の修正を行った。今回の主な修正の要旨は以下のとおり。

1. 財務省災害対策会議の設置

- ・災害等に対する応急対応・復旧等を行うための連絡・調整が必要となった場合に、財務省災害対策会議を設ける。

2. 財務省災害情報連絡室の設置

- ・災害等に対する初動対応のため、財務省災害情報連絡室を設ける。